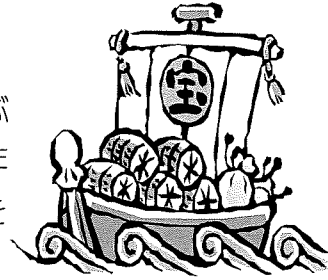


## 冬休みです

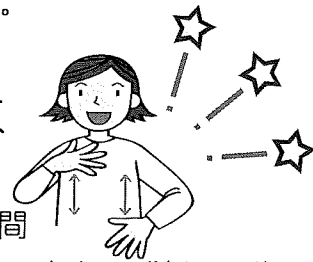
今年もあと1週間となりました。コロナ禍から一転、だいぶ通常の生活が戻ってきたようです。この一年は、どのような年だったでしょうか。1年間を振り返り、また新たな一年の計を立てることは大切にしたいものです。



さて、冬休みは一年のしめくくりにあたるとともに、新たな年のスタートにもあたります。冬休みにはいろいろな宿題も出ますが、一番の宿題は「自分を律すること」、つまり自分で自分の生活をしっかり組み立てていくことです。お正月は普段の生活リズムで過ごせない場面も多いと思います。また、お年玉などお金が入り出す機会も多くなり、金銭感覚もルーズになりがちです。自分でけじめをつけて自分の生活を組み立て、今年1年間のいいスタートとしてほしいものです。約束事は別紙で渡した「冬休みの生活」を確認して下さい。

## 自己有用感・自己存在感を高めるには

冬休みは生徒を家庭にお返しする期間となります。今年度も年末年始4日ずつを学校閉庁日としましたので、家で過ごす時間が長くなります。ご家庭でのご指導よろしくお願いいたします。また、併せて生徒の**家庭での役割**を作っていただけたらと思います。



学校での生徒指導は、**自己有用感・自己存在感**を高められる指導というのが大きな柱となっています。これらの感情は、自分が他人にとって役に立っていると感じることや、自己の存在が大切だと自分自身で感じられることといった意味です。別名、**自尊心**と言ったりもします。

自己有用感や自己存在感が高ければ**自信をもって物事に取り組みますし、交友関係にもよい影響**を与えます。また、自分を大切にできるということは、**他人も大切にできる**ということです。逆にこの感情が低ければ、ちょっとした挫折でくじけたり、引きこもったり、最悪の場合は自己の否定につながっていきます。

学校でも自己有用感や自己存在感を高める取り組みをしていますが、これらの感情を育てるためには、家庭の役割が大きく関わってきます。それでは、これらの感情を育てるにはどうすればよいのでしょうか？…。一番手っ取り早いのは、**生徒に役割を持たせて、きちんと一人でやらせる**ことです。または、除雪作業など協働で行う場合は「あなたはこっち側全部ね…」といった分担をして**責任をもたせる**ようにして下さい。そして生徒が役割を済ませたら「**ありがとう、助かった。**」と一声かけて下さい。この一言で自分の頑張りに対して自分が肯定することができ、自己有用感や自己存在感が育ちます。

## 冬期の危険箇所の確認を

冬期危険箇所のアンケートへのご協力ありがとうございました。前年度までの情報と併せて令和5年度の冬期危険箇所一覧を別紙の通り作成しました。全般的に積雪により見通しが悪くなったり、道路幅が狭まったりと道路の通行に伴った危険が数多く指摘されました。また、落雪や流雪溝など、冬ならではの危険も指摘されています。自宅近隣や通学路の危険箇所をご確認の上、家庭でもご指導をお願いいたします。



## ネットトラブルに巻き込まれないために…

由利本荘警察署の担当者から以前聞いた、保護者の皆さんにも気を付けていただきたい点を紹介します。ネットトラブルで被害に巻き込まれた人を調べると、約9割の事例でフィルタリングをしていなかったそうです。フィルタリングは絶対必要だとのことでした。以前の携帯電話(いわゆるガラケー)は、インターネットにアクセスする際に全ての情報が携帯電話会社のゲートウェイ装置を通過していたので、携帯電話会社に連絡をするだけで有害コンテンツを簡単にブロックすることができたのだそうです。しかし、現在のいわゆるスマホでは一般のWi-Fiなども経由できますので、携帯電話会社だけではブロックすることができなくなりました。このため、フィルタリングを装備したスマホを使うか、または、各自でアプリとしてインストールしなければならなくなったのだそうです。

このような状況から、青少年のインターネットの使用で危険な場面が増えてくることが想定されました。このため国会で「青少年インターネット環境整備法」が改正され、2018年2月から施行しました。この中で、保護者の義務として次の2つがあげられています。

- ①子供の発達段階に応じ、インターネットの利用状況を把握し、フィルタリング等で適切に管理をすること。
- ②青少年のインターネット活用能力の習得を促進すること。

これを読み解くと、①からはフィルタリングを一度しただけでは不十分であることがうかがえます。常に利用状況を把握して、その利用状況に有効に機能するフィルタリングを設定しなければならないようです。また、②からは、保護者が主体となってインターネットの使い方を教えていかなければならないようです。

いずれにせよ、スマホ・通信機器の費用は保護者が負担しているご家庭がほとんどだと思います。警察署の方は、あくまでもスマホ・通信機器は親のもので(親がお金を出しているの)、子どもには貸しているだけといった与え方をした方がよいと言います。こうすると不適切な使用をしたときに、解約の可能性も含めて、正しく指導することができるのだそうです。

冬休みに入るのを良い機会として、ご家庭でもスマホ・通信機器やインターネットの使い方について、安心して使わせられるようにご指導をお願いいたします。

# 冬休みの生活

- 3年生にとって、じっくりと受験勉強ができる最後の期間です。自分の夢を叶えるため、志望校に合格するために自己を律し、学習に励みます。
- 1・2年生は、家庭学習と部活動の両立に励みます。規律ある生活が、学習と部活動の充実につながります。
- 正しい判断、正しい行動により事故やトラブルのない冬休みになるようにします。

## 1 規律正しい生活について

- (1) 起床時刻や就寝時刻を守り、生活リズムをしっかり作ります。
- (2) 毎朝体調を把握して自己管理します。
- (3) 外出するときは、行き先と帰宅時間を家の人に知らせます。
- (4) 外出時間は、午前9時から午後4時までとします。(部活動・学習会などは例外)



## 2 学習課題の遂行と学力の定着について

- (1) これまでの学習を復習し、来年度への学習の土台を築きます。
- (2) 学習時間は1日3時間以上とし、確実に実行します。
- (3) 不得意教科の克服に努めます。
- (4) お正月もあるので、宿題は計画的に取り組み、冬休み中に終わらせます。



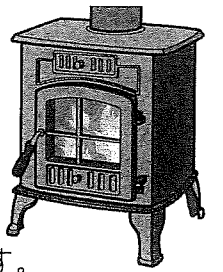
## 3 健全な生活のために

- (1) 飲酒、喫煙、万引き、無免許運転など、法に触れるような行為は絶対にしません。
- (2) 生徒同士による物品の貸し借り、売買などはしません。
- (3) **携帯電話やインターネット、通信機能があるゲーム機の利用について**
  - ・利用は家庭での約束を守り、他人に迷惑のかからない**節度ある使用時間**にします。
  - ・インターネットで見るサイトは、中学生にふさわしいサイトにします。
  - ・Instagram(インスタグラム)やtiktok(ティックトック)による被害が増えています。**自分や他人の氏名、住所、顔写真、学校名などの個人情報や家庭周辺の写真や学校の体育着など個人を特定できる動画・写真などを載せることは絶対にやめます。**
  - ・LINE(ライン)やX(エックス, 旧ツイッター)など、ソーシャルネットワークに書き込まれた内容は秘密にはなりません。**いじめや仲間はずれ、悪口、人を傷つけるような内容**を書き込んで、利用でトラブルにならないように心掛けます。
  - ・夜9時以降は、携帯電話・スマホ・パソコン・ゲーム機・その他通信機能のある機器で**通話や通信をしない**ようにします(秋田県の中学校で共通したルールです)。**オンラインゲームも同様**です。
- (4) **友人宅への外泊や夜遊びは禁止**です(夜9:00以降で保護者の同伴がない外出は、補導の対象となります)。
- (5) 遊技場(カラオケボックス、ゲームセンター、ボウリング場など)は、保護者同伴の時に利用できます。生徒だけの利用はしません。



## 4 事故・火災の防止

- (1) ストープなどの火気取り扱いや換気に十分注意します。
- (2) 交通ルールを守って、事故に遭わないようにします。積雪時は人も車も滑りやすくなりますので、飛び出しや急な横断はしません。
- (3) 流雪溝や用水路など水の事故にも気を付けます。
- (4) 屋外で遊ぶときは落雪や雪崩が発生しない場所であることを確認します。
- (5) 不審な人物からの声かけに絶対応じません。興味本位で知らない車に乗りません。
- (6) 他人の家や空き家に無断で入ってははいけません。また、公民館や児童館などの公共施設は、時間やルールを守って利用します。



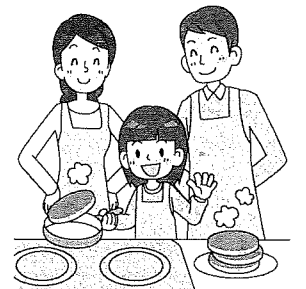
## 5 心身の鍛錬と健康の増進について

- (1) 部活動や学習会には、計画表に従って休まず参加します。体調が悪くて休む場合は、必ず家の人から学校に連絡してもらいます。
- (2) むし歯や検査のある人は、冬休みの期間を利用し診断や治療をすませます。
- (3) コロナやインフルエンザなど感染症の予防のために、うがいや手洗いをします。



## 6 家族の一員として

- (1) 進んで自分の仕事を見付け、お手伝いを毎日実践します。
- (2) 家族と一緒に食事をするようにし、語らいの場を多くもつようにします。



## 7 災害の時は

- (1) 災害から身を守るのは自分です。学校と居住地では状況が異なる場合もありますので、正しい情報から自らの確に判断をして、命の危機から逃れます。
- (2) 地震が起きたらすぐに外には出ず、揺れがおさまったら、安全を確保しながら避難所に避難します。震度4以下の場合は保護者の方に安全を確認してもらい、安全が確認できたら登校します。震度5以上の地震の場合は自宅で待機し、連絡がなかった場合は休校・部休になります。
- (3) 吹雪や雪崩などの気象災害は天気予報等で情報を得て、安全に過ごせるように判断します。
- (4) 災害で被災した場合はできるだけ学校にも連絡します。

## 8 学校への連絡

次の場合は、学校への連絡が必要です。

- (1) けがや病気で入院することになった場合。感染症に罹患した場合。
- (2) 宿泊を伴う旅行に出かける場合。
- (3) 事故や事件にあった場合。



学校電話 0184-57-2309

学校に連絡が付かない場合 臨時携帯電話 070-1147-6657(教頭)

由利本荘警察署 0184-23-4111(緊急の場合は110番)